

淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン

管理水準書

令和6年12月

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所

兵庫県県まちづくり部公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画の遵守	2
II 維持管理	3
1. 植物管理	3
第1節 樹木管理	3
第2節 草花管理	5
第3節 草地管理	5
2. 施設管理	6
第1節 日常点検	6
第2節 定期点検	7
第3節 法定点検	7
第4節 有料施設管理	8
第5節 施設修繕	8
3. 占用施設	9
4. 清掃	9
第1節 建築物等清掃	9
第2節 園内清掃	9
III 運営管理	10
1. 管理体制	10
2. 安全巡視	10
3. 利用の指導	11
4. 利用料金等の徴収	11
5. 利用の許可	11
6. 利用の増進及び住民参画の取り組み	12
IV 緊急時の対応	16
1. 災害・事故への対応	16
2. 警備	17
3. 損害保険への加入	17
V その他	18
1. 収益事業の実施	18
2. 県への報告	18
3. 県への損害賠償	19
4. 道路との兼用工作物における維持管理	19

淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン 管理水準書

公園の概要

公園名：淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン（広域公園）

所在地：淡路市岩屋大林 2674-3

面積：約 18.0ha（全体 134.8ha）

概要：

淡路島公園は、明石海峡を望む淡路島北端の丘陵地に、豊かな自然環境とすばらしい眺望を活かして整備された広域公園で、大阪湾から明石海峡まで見渡せる絶好の場所に展望広場などを昭和 60 年に一部開園し、その後、関西では初めての高速道路と公園が一体的に利用できる「ハイウェイオアシス」が平成 10 年に開園した。

また、平成 16 年には交流ゾーンの大芝生広場、平成 23 年には草原と花のゾーンが順次開園し、現在ハイウェイオアシスゾーン、森のゾーン、交流ゾーン、草原と花のゾーンの 4 ゾーンを合わせた、全体開園面積は、約 134.8ha となる。

本公園は、平成 13 年度より、県立淡路景観園芸学校の協力を得て、公園利用者や地域住民による「淡路島公園を楽しもう会」をワークショップで開催し、本公園の活性化についての検討が進められている。また、平成 17 年度からは、地域の人々や阪神間等の広域の人々の親しみのある公園、利用者及び地域住民の参画と協働による公園を目指し、淡路島公園管理運営協議会を設置するなど、参画と協働による公園の管理運営も盛んに行われている。

なお、平成 21 年度より、資料編施設図の区域に基づき、2 事業者が淡路島公園の管理運営を行っているが、公園の維持管理・運営等については双方の事業者が協力して実施することとしている。

主要施設：資料編（P. 1）参照

I 兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画の遵守

平成 28 年 6 月に策定した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行っている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は兵庫県のホームページを参照すること。

HP アドレス : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

〈兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ①地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②地域文化の保全・継承・新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

- ④子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤子どもを育む公園づくり
- ⑥3 世代が楽しめる公園づくり

III 環境と共生に資する公園

- ⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰効果的な広報の推進
- ⑱公園づくりの評価等の推進

II 維持管理

指定管理者は、「淡路島公園管理運営協議会」が作成した「淡路島公園管理運営計画」の内容等も熟続し、当計画を管理・運営面においてできるだけ反映させること。

以下、管理頻度等については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・枯損木の処理・病虫害防除等の適切な管理を行う。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木を対象とし、樹木管理図〔資料編〕、公園台帳等を参照すること。

1.2 樹林管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行うこと。

公園の大部分を占める自然樹林については、原則として、風倒、腐朽等の危険木処理、樹林地管理において支障となる樹木の伐採以外は人為的な管理は行わないこと。

1.3 高木剪定

高木剪定は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成及び利用者の安全確保を目的として行う。

(1) 適用範囲：樹木管理図（資料編P.4）に示す高木の区域、公園台帳参照

（中高木 約1,400本）

(2) 頻度：適宜

(3) 高木剪定等における留意事項

① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。

② 道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。

③ 隣接民地に対して影響のある樹木についても、上記と同様に樹木剪定を行う。

④ 上記①～③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。

⑤ 剪定枝は、適切に処分する。

1.4 低木剪定

低木の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

(1) 適用範囲：樹木管理図（資料編 P. 4）に示す低木の区域（低木約 3,500 m²）

(2) 頻度：適宜

(3) 低木剪定等における留意事項

① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。また、園路沿い等、園内景観の形成において、重要な部分については特に留意する。

② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えるとともに鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。

③ 剪定枝は、適切に処分する。

1.5 施肥

高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、花木においては樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。

(1) 適用範囲：約 100 本（サクラ類）（その他樹木についても適宜適用すること）

低木 約 3,500 m²

(2) 頻度：適宜

(3) 施肥実施における留意事項

樹木の特性、生育状況に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類により施肥を行うこと。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において、病虫害の早期発見に努め、農薬の使用は極力控える。病虫害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布により早急に対応する。

また、クビアカツヤカミキリの発生を確認した場合は、洲本土木事務所（以下「県担当部署」という。）と協議の上、必要な措置を講じること。

(1) 適用範囲：園内樹木（中高木 約 1,400 本、低木 約 3,500 m²）

(2) 頻度：発生状況により適宜行う。

(3) 薬剤散布に関する留意事項

① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

② 薬剤の種類は、状況に応じて決定する。

③ 事前に利用者及び周辺等にあらかじめ周知を行う。作業は利用者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し利用者に注意を喚起する。

- ④ 敷布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかかるないよう十分注意して行う。

1.7 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。

第2節 草花管理

草花は公園の華やかさを演出する重要な修景要素であることから、各施設における草花の管理を適切に行う。花壇部分については、基本的に年2回：春（3～5月）、秋（9～11月）の植え付けを行い、利用者を楽しませる草花の演出に努める。また、多年草については状況に応じ株分け、植替えを行う。

2.1 管理内容

- (1) 花苗植栽：2回/年
- (2) 灌 水：適宜
- (3) 施 肥：適宜
- (4) 花殻摘み：適宜
- (5) 除 草：適宜

2.2 草花管理を行う上での留意事項

- (1) 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、株立がしっかりとし、細根の多く発生している、徒長していない整一な形態のものを使用する。
- (2) 育成する植物の選択にあたっては、人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。
- (3) 植物の処理については、古株、雑草等は根より掘起し、土を払った後、適切に処理する。

第3節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

3.1 適用範囲

芝地草地管理図（資料編 P. 5）参照

3.2 頻 度

- (1) 機械除草 17,000 m² 2回/年
- (2) 人力抜根除草 1,700 m² 1回/年

3.3 草刈を行う上での留意事項

- (1) 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むとともに、植込地、構造物周辺等については、必要に応じて人力抜根除草により対応すること。
- (2) 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- (3) 刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- (4) 草刈作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、具体的な「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行うとともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲（公園全域の施設を対象とし、公園台帳を参照すること）

- (1) 建築物（オアシス館（管理事務所含む）、レストラン棟、倉庫（旧カフェテラス棟）、便所（公園台帳図面参照））
- (2) 樹木（中高木）
- (3) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (4) 雨水排水設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）
- (5) 汚水排水設備（汚水・排水管等、公園全域の汚水排水施設）
- (6) ガス設備（公園全域のガス設備施設）
- (7) 給水設備（給水管等、公園全域の給水設備施設）
- (8) 電気設備（照明灯、公園全域の電気設備施設）

1.2 頻度

1回/日

1.3 留意事項

- (1) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行うこと。
- (2) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて

行うこと。また、利用者の利用が多い箇所（園路沿い等）を中心に、巡視による倒伏、落枝等の点検を行うこと。

- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、又は、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲

- (1) 建築物（オアシス館（管理事務所含む）、レストラン棟、倉庫（旧カフェテラス棟）、便所（公園台帳図面参照））
- (2) 樹木（中高木）
- (3) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (4) 雨水排水設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）
- (5) 汚水排水設備（汚水・排水管等、公園全域の汚水排水施設）
- (6) ガス設備（公園全域のガス設備施設）
- (7) 給水設備（給水管等、公園全域の給水設備施設）
- (8) 電気設備（照明灯、公園全域の電気設備施設）

2.2 頻度

2回/年（ただし、雨水排水設備、給水設備については、1回/年）

2.3 留意事項

- (1) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて行うこと。
- (2) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定期検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法

- (5) 労働安全衛生法
- (6) ポイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- (8) その他上記に記載のない各法令

3.2 頻 度

各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第 43 条第 1 項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第 4 節 有料施設管理

4.1 駐車場

収容台数：普通車 111 台、大型車 2 台

- (1) 開場前業務 (8:30～9:00)
精算機械警備解除、精算機発券点検、駐車場出入口開放、ゲート開閉点検、ゲート開放
- (2) 開場後業務 (9:00～21:30)
普通車の入場誘導、大型バス誘導・集金、精算機及び場内トラブル等対応、場内巡回（車上荒らし監視・トイレ等付帯施設の異常有無確認等）、売上金精算、場内清掃
- (3) 閉場業務
精算機・駐車場・事務所機械警備セット、駐車場出入口閉鎖、消灯、ゲート閉鎖

第 5 節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕^{※1}を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修^{※2}が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県担当部署と協議の上、修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」をいい、いわゆる小規模修繕のこと。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕をいう。

3. 占用施設

占用施設は県担当部署に確認の上、管理区分を把握すること。

占用施設は占用者が管理を行う。指定管理者が占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保するとともに、占用者及び県担当部署に連絡すること。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 オアシス館（管理事務所含む）、レストラン棟、旧カフェテラス棟

- (1) 頻度：日常清掃1回/日 定期清掃 適宜
- (2) 内容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃及び、ワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所

- (1) 頻度：1回/日（オアシス館、トイレ棟）、3回/週（有料駐車場）
- (2) 内容：利用者に不快感を与えないよう汚物の処理、洗剤を使っての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレットペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また、定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 工作物清掃

- (1) 適用範囲：公園全域の工作物
- (2) 頻度：利用状況に応じて適宜。
- (3) 方法：工作物の掃き掃除及び周辺のゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また、定期的に、パーゴラや照明器具等周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

- (1) 適用範囲：公園全域（清掃区域図（資料編P.6）参照）

面積：

園路	18,000 m ²	広場	5,200 m ²	樹林地	26,000 m ²
水域	8,200 m ²	法面	27,000 m ²	建物	4,600 m ²
駐車場	33,400 m ²	その他園地	57,000 m ²		

(2) 頻度：利用状況に応じて適宜

(3) 方法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。県の指導がある場合は、これに従うこと。

② ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 水景施設清掃

(1) 適用範囲：レストラン棟水景施設

(2) 頻度：適宜

(3) 方法：作業前日に、各部の排水を行い、汚れのひどい箇所等の点検を行う。作業日は、落ち葉等の苔等を取り除いた後、汚れのひどい箇所については、下洗いを行った後、上流から下流に向かって丁寧に清掃する。また、各ポンプ類の目詰まり、ピット内壁面及び配管類等に付着している浮遊物も丁寧に洗浄清掃する。

2.3 雨水排水施設清掃

(1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所

(2) 頻度：梅雨前、台風時期、落ち葉時期等適宜行う。

(3) 方法：排水機能に支障が無いよう、ゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて、泥上げ等の作業を行う。

III 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日・時間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

2. 安全巡視

2.1 パトロール

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方法：安全で快適な公園利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、

異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げたり、著しい迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行う。実施にあたっては巡回ルートなどを設定した実施計画を策定し、それに基づき実施する。イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば、応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県担当部署に報告すること。また、病院、消防署、警察署、県担当部署との緊急時連絡体制を整えなければならない。スタッフはこれらの事態の発生に適切に対応するため、救命講習会等の受講に努めること。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

園内施設等の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

施設を損傷させる恐れのある行為については、未然に防止する。

4. 利用料金等の徴収

4.1 適用範囲

駐車場

上記については、兵庫県立都市公園条例（以下「条例」という。）及び兵庫県立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき適切に運営を行う。利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

規則第8条に基づき、同第6条第3項から第6項までの規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第6条(抄)】

第1項、第2項 略

第3項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公

園施設の利用の承認をしないものとする。

- (1)公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2)公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4)前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。

第4項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があつた場合において、利用の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

第5項 第1項の本文の場合において、2以上の者から有料公園施設の利用の申込みがあつたときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用の承認をするものとする。

第6項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることがある。

5.2 占用の許可及び行為の制限

規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行う。上記の許可を行った場合は、県担当部署に許可書の写し及び関係書類を送付する。

6. 利用の増進及び住民参画の取り組み

6.1 本公園の管理及び運営の基本方針

淡路島公園の現状と課題の整理結果を踏まえ、県立淡路島公園の管理運営の方法を以下のように定めている。(「淡路島公園管理運営計画」より)

1. 淡路島公園の大部分を占める自然環境を活かした公園管理・運営を実施する。

淡路島公園には、広い面積の樹林、水辺、草地、それぞれに生息する動物など良好な自然環境が残されており、近隣の大規模公園に見られない特色がある。

こうした自然環境を維持向上させることを念頭に置きつつ、都市公園として利活用しやすい形で県民に提供するための管理・運営を行う。

2. 利用者の利活用を促進し、参画型の公園管理・運営を実施する。

都市公園としての利活用を促進するために、以下3つの視点から施設や自然環境の管理と、プログラム活動などソフト面の運営を行い、参画型の公園を目指す。

◆気軽に利用できるレクリエーションの場の提供

- ◆県民の活動拠点の提供
- ◆環境学習の推進

以上によって、地域福祉の向上、観光の振興など地域に働きかける公園としての役割を果たすものとする。

以上の方針を元に、管理面、運営面に分けてそれぞれの基本方針を定めており、具体的には、上記に記述した「淡路島公園管理運営計画」を作成しているので、当計画を管理・運営面において反映させること。

6.2 管理運営協議会

(1) 設置目的

県は平成17年度に、地域の人々及び阪神間等の広域の人々の親しみのある公園、利用者及び地域住民の参画と協働による公園を目指し、利用者の意向を適切に反映させるとともに、周辺関連施設との連携や県民の積極的な参画を促す新たな管理運営方法を確立していくべく、淡路島公園管理運営協議会を設置した。指定管理者は、管理運営協議会事務局として以下の事項を実践し、積極的に協議会の活動を推進すること。

- ① 「淡路島公園管理運営計画」を熟練し、理解すること。
- ② 公園の利活用に資する活動団体等に関連する情報や取り組み内容を共有し、それぞれの活動に協力、連携すること。

(2) 組織

① 協議会の構成員について

構成員については、学識経験者、関係団体等（淡路島観光協会）、活動団体（淡路島公園を楽しもう会）、行政機関（兵庫県、淡路市、淡路市教育委員会）、指定管理者としている。

② その他

必要に応じて、部会を設置する。

(3) 協議会の役割

1. 協議会は、次に掲げる事項を協議し、管理運営業務に反映させていくものとする。

- ① 公園の管理運営に関する事。
- ② 住民の参画と協働への具体的方策に関する事。
- ③ その他、設置目的に関する事。

2. 前項のほか、協議会は公園利活用に資するボランティア等の市民活動を支援する。

(4) 指定管理者の役割及び開催に係る留意事項

- ・指定管理者は協議会の事務局として、淡路島公園（ハイウェイオアシスゾーンを除く）の指定管理者と協力しながら、日程調整、企画・運営、連絡調整等の

コーディネートを行うこと。

- ・年2回程度開催すること。また、必要に応じ部会を開催すること。
- ・会議の運営に係る費用は、指定管理者（事務局）が負担すること。

6.3 公園利用を促すイベント等の企画及び実施

- (1) 指定管理者は、園内の資源等を活かした利用プログラムを積極的に企画・開催し、利用の促進を図ること。
- (2) また、協議会等や地域活動団体からの企画・提案によるイベントに対しても、柔軟かつ積極的に対応し協力すること。
- (3) 「淡路島公園を楽しもう会」などのボランティア団体・個人と連携・協力し、公園利用を促すイベント等の企画及び実施を行う。また、公園の活性化に資する公園活動者等の受け入れを促進し、それらの活動を支援すること。

【参考1：県民参画型組織「淡路島公園を楽しもう会」等公園の活動団体について】

① 設立経緯 等

平成13年度より、県立淡路景観園芸学校の協力を得て、公園利用者や地域住民参加による淡路島公園の活性化に向けてワークショップを開催し、利活用の検討、活動を進めている。その中で、淡路景観園芸学校生涯学習コース修了生や地元住民を中心とした利用者らの参画による「淡路島公園を楽しもう会」が平成15年度に発足し、当該公園内でのイベント活動、一部花壇の維持管理活動等公園の利用促進に向けた活動を積極的に行っていている。

② 組織

平成19年度より部会を設け、各部会を中心にイベント等を実施している。

イベント部会、花壇部会、自然観察部会、竹の部会、花と緑の教室、広報、事務局（現在 会員 約70名）

③ 主な活動内容

オアシス祭りへの参加、花壇の手入れ、探鳥会、きのこ観察会、フラワーアレンジメント教室 等

- (4) 平成19年度に管理運営協議会にて検討した管理運営に関する協議会報告書中のアクションプランの実践として、市民参加による管理活動及び活用を現在試みている。指定管理者は、平成22年度の試行結果をふまえて、積極的に協力すること。
- (5) 淡路島公園の自然環境を活かした公園の魅力づくりと利活用促進を進めるために、平成18年度よりインタークリター事業を実施している。指定管理者は、これらの取り組みに積極的に協力すること。

【参考2：インタークリターについて】

淡路島公園では、平成 18 年度に管理運営協議会より淡路島公園インタープリタ－育成への提案を受け、「インターパリター」活動体制等の検討が進められている。

平成 18 年度には、淡路島公園の魅力を伝えるプログラム等を企画・実施することができる人材として、インターパリターの養成講座、また平成 19 年度には、公園利用者を対象に、公園の見所案内を伝える、パークガイドや石屋小学校の授業を対象とした自然体験プログラムを試行し、平成 20 年度は、養成講座、スキルアップ講座及び自主活動を実施した。

平成 21 年度及び 22 年度は、養成講座、スキルアップ講座及び自主活動を実施している。

- (6) 上記のイベント等が円滑に行えるよう、指定管理者は管理運営協議会の事務局として協議調整しながら、管理・運営体制を整えていくこと。

6.4 広報活動

- (1) 内容：

- ① 公園の存在、内容を知らせる。
- ② 公園で行われる催しを知らせる。
- ③ 休業日・利用時間・利用方法を知らせる。
- ④ 有料施設の案内・宣伝

- (2) 方法：パンフレット、ホームページ、SNS、イベント、新聞、雑誌等

6.5 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高めることに努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらうことによって親しみある公園と認識されるように努めること。

6.6 利用促進事業

利用促進事業は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理業務の一環として行う事業である。公園の資源を活かしたプログラムや、参画と協働による取組、公園の広報につながる事業などの提案を求める。

さらに、指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能である。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のような公益的目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできない。

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害・事故の未然防止、被災の最小化に努めるとともに、災害・事故発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

1.1 災害への対応

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県担当部署の承認を得て策定し、緊急時においては基本的にこのマニュアルに基づき行動する。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、資料を県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

① 応急対応

危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、危険生物（マムシ、スズメバチ類の針傷等）への対応、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定する。

① 内容

人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画など

(2) 事故時の措置

- ① 重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故）については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告

する。

- ② 事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の措置をとらなければならない。
- ③ 事故防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、あらかじめ県の意見を聞かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。
- (2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、管理事務所等の該当施設の夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、施設の利用者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけることとする。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき 1億円 1事故に付き 3億円

対物賠償 1事故につき 500 万円

V その他

1. 収益事業の実施

指定管理者は、指定管理業務以外で、都市公園法及び条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で収益事業を行うことができる。

2. 県への報告

2.1 報 告

(1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県に報告する。

(2) 利用者数及び有料施設等の利用状況の報告を行う。

(3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出しなければならない。

① 日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行っておくこと。

② 月報

利用者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を、所定の様式に基づき報告、提出すること。

③ 年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。

④ 日利用者数の把握

有料施設の利用者数、駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、利用者数を把握すること。

⑤ 利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施すること。

なお、調査項目、調査日については、県と協議の上決定すること。

【年間目標調査数】

・公園利用アンケート：合計200人程度(通年)

・イベントアンケート：合計200人程度

(原則2回以上：春、秋のイベントで各1回以上)

・施設アンケート：合計100人程度(通年)

※ 利用者満足度調査の結果は、県が実施する管理運営評価に反映するものとする。

⑥ 自己評価

毎年度、管理運営に関する自己評価を実施、報告すること。

- ⑦ 苦情、要望等の特別な事項について報告すること。
 - ⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告すること。
 - ⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を報告すること。
- (4) 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は、「施設台帳等の作成の手引き(兵庫県土木部)」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出すること。

3. 県への損害賠償

3.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

4. 道路との兼用工作物における維持管理

4.1 淡路ハイウェイオアシス駐車場

ハイウェイオアシス駐車場については、兵庫県（公園管理者）と本州四国連絡橋公団第一建設局（公団の民営化に伴い、本州四国連絡高速道路（株）へ移譲）において、平成10年4月1日に締結した「県立淡路島公園と一般国道28号（本州四国連絡道路）との兼用工作物管理協定」に基づき、適切に管理すること。

なお、維持管理に当たっては、自専道区域について高速道路交通警察隊への管理者事業協議等の諸手続を行うため、管理者事業協議文書への添付資料を年度当初に作成の上、担当部署へ提出すること。また、管理者事業協議で回答のあった施工条件を遵守し作業を実施すること。

4.2 淡路北スマートインターチェンジ

淡路北スマートインターチェンジについては、別途県（公園管理者）、淡路市（道路管理者）及び（株）夢舞台（民間施設管理者）において令和2年3月23日に締結した「県立淡路島公園と淡路北スマートインターチェンジとの兼用工作物管理協定」に基づき、適切に管理すること。

電気設備については、「淡路北スマートIC 電気設備保守連絡体制」に基づき適切に管理するとともに、連絡体制に変更が生じた場合は関係者に周知すること。

なお、維持管理に当たっては、一般道区域については淡路警察署、自専道区域について高速道路交通警察隊への管理者事業協議等の諸手続を行うため、管理者事業協議文書への添付資料を年度当初に作成の上、担当部署へ提出すること。また、管理者事業協議で回答のあった施工条件を遵守し作業を実施すること。